

覚 書

一般社団法人長崎県公園緑地協会と _____ は長崎県立総合運動公園内における飲食物等の販売に関する覚書を次の通り締結する。

① 販売事業等の範囲

- (1) 長崎県立総合運動公園(諫早市宇都町)の指定場所における飲食物及びその他物品の販売することを許可する。
- (2) 出展者が本条項に無い営業形態を希望する場合は、その企画内容を書面にて事前に提出し承認を受けなければならない。

② 出店期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日とする。

③ 販売手数料

販売手数料として総売上の10%を支払うものとする。

支払いは月末締め翌月20日まで指定した銀行口座に振り込む又は、直接長崎県公園緑地協会に持参するものとする。

④ 光熱費

営業に使用する水道光熱費について電気は発電機を持参し、水道は無料とする。

⑤ 営業場所の指定

【諫早市宇都町27番1号長崎県立総合運動公園内わいわいプール前・横】

⑥ 営業時間と営業日

営業期間と営業日はそれぞれ次の通りとする。

【土日祝日の10:00~16:00】

但し、諸事情により営業日等を変更する場合は、承諾を得なければならない。

⑦ 廃棄物の処理

営業によって出た廃棄物は回収し、持ち帰らなければならない。

⑧ 衛生保全の遵守

食品衛生法等を誠実に遵守し、常に食品衛生の確保の為、良好な環境の整備に努めなくてはならない。

⑨ 出店停止

- (1) 前述の条項に違反した場合は直ちに不出店許可を取り消すことができる。
- (2) これにより、損害が発生した場合も長崎県公園緑地協会はその責任を一切負わない。

上記の内容を承諾いたします。

令和 年 月 日

会社名：

氏 名：

連絡先：